

# 国立大学法人高知大学減損会計処理規則

平成 18 年 12 月 27 日  
規則 第 66 号

最終改正 令和 7 年 1 月 20 日規則第 53 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が保有する固定資産に係る減損の兆候、減損の認識等の基本的な処理方法を定め、もって固定資産に係る減損状況の正確な把握及び決算の透明性を図ることを目的とする。

(適用)

第 2 条 本学における固定資産の減損会計の取扱いについては、法令等の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

(検討委員会の設置)

第 3 条 固定資産に係る減損の兆候、減損の認識等を処理するため、減損会計検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 財務部長
- (3) 医学部・病院事務部長
- (4) 財務課長
- (5) 経理課長
- (6) 施設企画課長
- (7) 施設整備課長
- (8) 会計課長
- (9) 施設管理課長

3 委員長は、事務局長をもって充てる。

4 委員会の事務は、財務部財務課において処理する。

(重要性の乏しい固定資産)

第 4 条 重要性の乏しい固定資産として減損会計基準を適用しない固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

- (1) 次に掲げるアからウまでの全てに該当する固定資産

ア 機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、無形固定資産（償却資産に限る。）

イ 取得価額が5,000万円未満のもの

ウ 耐用年数が10年未満のもの

(2) 備忘価格の固定資産（前号に該当するものを除く。）

(3) 第1号に規定する要件は満たしていないが、重要性が乏しいと認められる次のもの

ア 構築物又は耐用年数10年以上の工具器具備品のうち、取得価額が500万円未満のもの

イ 他のものによる代替可能性のある收藏品等

ウ 教育研究用の図書

（資産の一体使用）

第5条 前条に規定する固定資産以外の固定資産（以下「減損対象資産」という。）について、複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆候の判定はこれらの資産を一体として判定することができる。

（減損の兆候の判定）

第6条 減損の兆候は、減損対象資産について、次の各号により判定する。

(1) 減損対象資産が使用されている業務の実績が、中期計画等の想定に照らし、著しく低下しているか、若しくは低下する見込みがあること。

(2) 減損対象資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、若しくは生じる見込みがあること。

(3) 減損対象資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、若しくは悪化する見込みであること。

(4) 減損対象資産の市場価格が著しく下落したこと。

(5) 減損対象資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。

2 前項第2号に規定する「当該資産の使用可能性を著しく低下」とは、当該資産の取得時に想定した使用可能性を基準として判断するものとし、当該資産が政府からの現物出資又は承継により取得したものであるときは、現物出資時又は承継時に想定した使用可能性を基準として判断する。

3 第1項第4号の「市場価格が著しく下落」とは、原則として対象資産の市場価格が帳簿価額から50%以上下落した場合とする。

4 前項の市場価格については、対象資産が土地の場合には、兆候判定時に使用可能な路

線価、公示価格、都道府県基準地価等を用いた推定値とする。

- 5 第1項第5号の「使用しないという決定」とは、対象資産を全く使用しないという決定のみならず、対象資産の取得時に想定した使用目的に従って使用しないという決定、すなわち、用途変更の決定も含む。なお、当該資産が政府からの現物出資又は承継により取得したものであるときは、現物出資時又は承継時に想定した使用可能性を基準として判断する。

(減損の認識の判定及び測定)

第7条 前条により減損の兆候が認定された減損対象資産について、当該資産の帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額するものとする。なお、この場合における用語の意義は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 「回収可能サービス価額」とは、当該資産の正味売却価額と使用価値相当額のいずれか高い額をいう。
- (2) 前号の「正味売却価額」とは、固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額をいう。
- (3) 前号の「時価」とは、公正な評価額とし、観察可能な市場価格をいう。
- (4) 第1号の「使用価値相当額」とは、減価償却後再調達価額をいう。ただし、減価償却後再調達価額を算出することが困難である場合には、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分（使用しないという決定を行った部分を含む。）以外の部分の割合を乗じて算出した価額を用いることができる。
- (5) 前号の「減価償却後再調達価額」とは、固定資産の全部又は一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有するサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、減価償却累計額（当該資産を減損が認識された資産の使用期間と同じ期間使用した場合に計上される額をいう。）を控除した価額をいう。

(報告等)

第8条 減損の兆候の判定及び認識は、第6条第1項第5号に規定する場合はその都度、その他の場合は年度末を基準日とし、行うものとする。

- 2 事務局長は、減損を認識し、又は減損額を算出したときは、学長に報告するとともに法令等に基づき、適正に会計処理を行うものとする。

附 則

この要項は、平成 18 年 12 月 27 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 107 号）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 119 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日規則第 17 号）

この規則は、平成 25 年 5 月 29 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 163 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 160 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 98 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 7 日規則第 2 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 7 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 1 月 20 日規則第 53 号）

この規則は、令和 7 年 1 月 20 日から施行する。